

令和5年度高知県医師少数区域等勤務医支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年7月9日付け医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」及び高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県医師少数区域等勤務医支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の施行により、厚生労働大臣が、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、当該認定を受けた医師（以下「認定医師」という。）に対して、医師少数区域等での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ることを目的に医師少数区域等に所在する病院又は診療所が行う次条第1項各号に掲げる経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象)

第3条 この補助金は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が適当であると認める者が、支援の対象となる認定医師に対し負担する次に掲げる経費を要する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

2 前項の支援の対象となる認定医師とは、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に週32時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務する医師をいう。

(補助率及び補助額の範囲)

第4条 補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定すること。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額を交付額とすること。

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費
研修受講経費	認定を受けた医師 1 人当たり 次により算出された額 (1) 研修受講料 1 万円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 旅費 雑役務費 (研修受講料)
専門書購入経費	認定を受けた医師 1 人当たり 54,000 円	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 備品費 (図書)
他病院勤務経費	認定を受けた医師 1 人当たり 県内 4,000 円×勤務月数 県外 24,000 円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 旅費

(補助金の交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第 6 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の増額又は減額 (30 パーセント以内の減額を除く。) を要する場合は、別記第 2 号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合は、別記第 2 号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第 2 号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

- (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業者は、前号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第8条の実績報告書の提出に当たって、当該補助金額に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。この場合において、同条の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第3号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。
- (11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (12) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (13) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (14) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (15) 県税の滞納がないこと。

（補助金の返還等）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日(第6条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内)又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度4月10日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月26日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第10号及び第12号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。